



発行 新潟県

第7号

令和2年1月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 93 土壤汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 94 津波災害警戒区域の指定（防災企画課）
- 95 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 96 保安林の指定予定（治山課）
- 97 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 98 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 99 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 100 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 101 道路の区域変更（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第93号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
三条市吉田字館ノ入1366番5の一部、1411番甲の一部、1411番丁の一部、1412番の一部、1413番の一部、1415番の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

◎新潟県告示第94号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

市町村	大字等	基準水位
長岡市	城之丘、寺泊荒町、寺泊磯町、寺泊上田町、寺泊大町、寺泊小川町、寺泊片町、寺泊金山、寺泊上荒町、寺泊上片町、寺泊坂井町、寺泊下荒町、寺泊田ノ尻、寺泊花立、寺泊松沢町、寺泊湊町、寺泊藪田、寺泊大和田、寺泊郷本、寺泊志戸橋、寺泊白岩、寺泊野積及び寺泊山田	次の図のとおり
柏崎市	青山町、大字上輪新田、荒浜1丁目、荒浜2丁目、荒浜3丁目、荒浜4丁目、安政町、大字青海川、大字大湊、大字笠島、春日2丁目、春日3丁目、大字上方、学校	次の図のとおり

	町、北園町、鯨波2丁目、鯨波3丁目、大字鯨波、剣野町、栄町、大字椎谷、大字下方、大字下原、関町、大字劔、東の輪町、常盤台、大字土合新田、中浜1丁目、中浜2丁目、西本町3丁目、西港町、橋場町、番神1丁目、番神2丁目、東港町、榎原町、松波1丁目、松波2丁目、松波3丁目、松波4丁目、大字宮川、宮場町、元城町、大字山本、大字横山、米山町、若葉町、大字上輪、西山町石地、西山町大崎及び西山町尾町	
新発田市	佐々木、砂山、鳥穴、天王、乗廻、福島、本田、三ツ樹、古田、藤塚浜、真野原及び元郷	次の図のとおり
村上市	岩ヶ崎、岩船、大月、柏尾、下渡、肴町、山辺里、瀬波、野瀉、羽下ヶ淵、早川、馬下、間島、吉浦、村上、瀬波上町、瀬波新田町、瀬波浜町、瀬波横町、松波町、岩船上浜町、岩船上町、岩船下浜町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船横新町、八日市、岩船上大町、岩船岸見寺町、岩船北浜町、岩船地蔵町、岩船下大町、岩船三日市、岩船港町、瀬波温泉1丁目、瀬波温泉2丁目、瀬波温泉3丁目、滝の前、芦谷、荒川縁新田、伊呉野、板貝、今川、岩崎、牛屋、鷓泊、海老江、大津、潟端、勝木、金屋、寒川、北新保、桑川、碁石、小口川、笹川、佐々木、塩谷、下助淵、中浜、七湊、新飯田、寝屋、浜新保、平林、福田、府屋、堀ノ内、間瀬及び脇川	次の図のとおり
糸魚川市	押上1丁目、押上2丁目、大字梶屋敷、大字竹ヶ花、大字田伏、大字寺島、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、大字中宿、大字中浜、大字平牛、大字間脇、南押上2丁目、大字大和川、大町1丁目、大町2丁目、寺島1丁目、寺島2丁目、寺島3丁目、本町、横町1丁目、横町2丁目、横町4丁目、横町5丁目、大字市振、大字歌、大字青海、大字鬼伏、大字鬼舞、大字木浦、栄、桜木、大字須沢、大字大平寺、大字筒石、大字寺地、大字藤崎、大字田海、大字徳合、大字外波、大字能生、大字能生小泊及び大字百川	次の図のとおり
上越市	東町、大字有間川、大字夷浜、春日新田1丁目、春日新田2丁目、春日新田3丁目、春日新田4丁目、春日新田5丁目、大字春日新田、大字上荒浜、大字上稲田、大字上源入、大字上五貫野、川原町、大字北田屋新田、大字木田、大字黒井、大字小猿屋、大字居多、五智2丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字五智国分、栄町1丁目、大字佐内、佐内町、大字塩屋、大字塩屋新田、大字下荒浜、大字下源入、大字下五貫野、大字下真砂、大字下吉新田、大字下吉野、新町、大字薄袋、住吉町、大字高崎新田、大字丹原、大字大道新田、大字大道福田、大字茶屋ヶ原、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、大字土橋、大字寺分、東雲町1丁目、東雲町2丁目、大字直江津、大字長浜、大字鍋ヶ浦、大字西ヶ窪浜、西本町1丁目、西本町2丁目、西本町3丁目、西本町4丁目、福田町、大字福橋、大字藤野新田、大字松村新田、三ツ屋町、港町1丁目、港町2丁目、大字虫生岩戸、安江1丁目、安江2丁目、大字遊光寺浜、大字吉浦、大字安江、木田1丁目、木田2丁目、木田3丁目、下門前、大潟区潟町、大潟区潟守新田、大潟区上小船津浜、大潟区川北、大潟区雁子浜、大潟区九戸浜、大潟区蜘蛛ヶ池、大潟区犀瀉、大潟区渋柿浜、大潟区下小船津浜、大潟区土底浜、大潟区浜江、大潟区四ツ屋浜、柿崎区柿崎、柿崎区川井、柿崎区下条、柿崎区上下浜、柿崎区竹鼻、柿崎区直海浜、柿崎区馬正面、柿崎区三ツ屋浜、頸城区市村、頸城区大谷内、頸城区潟、頸城区上三分一、頸城区上柳町、頸城区下神原、頸城区下三分一、頸城区下柳町、頸城区下吉、頸城区城野腰、頸城区手宮、頸城区西福島、頸城区松本、頸城区森下、名立区坪山、名立区名立大町、名立区名立小泊、八千浦及び日之出町	次の図のとおり
阿賀野市	飯山、榎、上蔵野、上関口、熊堂村新田、高田村ノ内、長起、本田、向中ノ通、山倉及び山倉村新田地先	次の図のとおり
佐渡市	相川海士町、相川石扣町、相川板町、相川市町、相川一丁目、相川一丁目裏町、相川一丁目浜町、相川馬町、相川江戸沢町、相川大浦、相川大間町、相川下戸	次の図のとおり

	炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸町、相川下戸村、相川鹿伏、相川紙屋町、相川五郎左衛門町、相川小六町、相川材木町、相川栄町、相川坂下町、相川三町目、相川三町目新浜町、相川三町目浜町、相川塩屋町、相川柴町、相川新材木町、相川新西坂町、相川新浜町、相川炭屋町、相川長坂町、相川濁川町、相川二町目、相川二町目新浜町、相川二町目浜町、相川羽田町、相川羽田村、相川広間町、相川水金町、相川南沢町、相川四町目、相川四町目浜町、吾潟、赤玉、赤泊、秋津、蛸、五十浦、石花、石名、井坪、稲鯨、犬神平、岩首、岩谷口、後尾、歌見、馬首、梅津、浦川、江積、両津夷、両津夷新、羽茂大石、大倉、大倉谷、大須、大杉、多田、羽茂大橋、小川、小木、小木大浦、小木町、小野見、柿野浦、春日、片野尾、潟端、金丸、羽茂亀脇、加茂歌代、河崎、河原田諏訪町、河原田本町、北五十里、北鶴島、北狄、北片辺、北川内、北小浦、北立島、北田野浦、北松ヶ崎、小木木野浦、窪田、黒姫、小田、琴浦、羽茂小泊、木流、小比叡、小木強清水、沢崎、沢根、沢根五十里、沢根籠町、沢根炭屋町、沢根町、三宮、羽茂三瀬、椎泊、下相川、下久知、宿根木、城腰、白瀬、水津、杉野浦、住吉、関、背合、大小、高千、田切須、滝脇、高瀬、橋、達者、立間、田野浦、玉崎、月布施、椿、椿尾、小木堂釜、徳和、戸地、戸中、豊岡、豊田、長石、中原、新徳潟上、西三川、入川、願、野浦、羽二生、浜河内、羽吉、原黒、東鶴島、東強清水、東立島、姫津、平松、深浦、両津福浦1丁目、両津福浦2丁目、両津福浦3丁目、二見、真浦、真木、真更川、松ヶ崎、真野、真野新町、三川、見立、両津湊、南片辺、南新保、虫崎、莚場、羽茂村山、両尾、矢柄、柳沢、八幡、八幡新町、八幡町、四日町、米郷、両津大川、和木、鷺崎及び浜田	
胎内市	荒井浜、北成田、乙、笹口浜、地本、高畑、竹島、築地、富岡、中村浜、松波、宮川、宮瀬、村松浜、桃崎浜及び鴻ノ巣	次の図のとおり
聖籠町	大字網代浜、大字次第浜、大字大夫興野、大字蓮野、大字藤寄、東港1丁目、東港2丁目、東港3丁目及び東港4丁目	次の図のとおり
出雲崎町	大字尼瀬、大字石井町、大字井鼻、大字勝見、大字木折町、大字久田、大字住吉町、大字鳴滝町及び大字羽黒町	次の図のとおり
粟島浦村	字日ノ見山、字大平、字内浦及び字釜谷	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県防災局防災企画課、新潟県関係地域振興局企画振興部、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第95号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 開設者の名称及び住所

水津漁業協同組合

佐渡市水津898番地

羽吉浜漁業協同組合

佐渡市両津夷98番地60

内浦漁業協同組合

佐渡市両津夷269番地13

内海府漁業協同組合

佐渡市両津夷98番地18

加茂湖漁業協同組合

佐渡市両津夷260番地82

姫津漁業協同組合

佐渡市姫津306番地1

佐渡漁業協同組合

- 佐渡市両津夷98番地90
- 2 地方卸売市場の名称
佐渡水産物地方卸売市場
 - 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県佐渡市春日1番地1先
生鮮水産物及び加工水産物
 - 4 認定年月日
令和2年1月17日
ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和2年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市石名194、212の3、213の3、215、221、223の1から223の4まで、230、241から244まで、268、358、360、376、377の1、378の1、385の1、385の2、386、386の1、387の1、387の2、388
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月28日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 退任
理事 佐渡市羽茂本郷1176 北島 敬司
退任年月日 令和元年12月12日

◎新潟県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を令和2年1月17日認可した。

令和2年1月28日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区の定款の変更を令和元年12月17日認可した。

令和2年1月28日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年1月28日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
旭原	農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業	湯沢町	令和元年10月25日
山口	農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業	南魚沼市	令和元年11月28日

◎新潟県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 同市八箇字中ノ沢壬4番15まで	新	(A) 9.4～59.0メートル	2,045.7メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字藤塚2992番まで		(B) 11.2～245.0メートル	8,624.0メートル
南魚沼市野田字上金塚333番1から 同市余川字牛蒡島3364番8まで		(C) 9.5～48.0メートル	2,884.2メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 同市八箇字中ノ沢壬4番15まで	旧	(A) 9.4～59.0メートル	2,045.7メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字金屋道上348番2まで		(B) 11.2～245.0メートル	7,814.0メートル
南魚沼市野田字上金塚333番1から 同市余川字牛蒡島3364番8まで		(C) 9.5～48.0メートル	2,884.2メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更
- 3 路線の重用
一部区間県道十日町六日町線及び県道欠ノ上五日町線と重用
- 4 路線の重複
一部区間南魚沼市道余川川窪線と重複

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立坂町病院における寝具等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年1月28日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟県立坂町病院 寝具等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和2年3月1日から令和5年2月28日まで

(4) 履行場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 120床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成29年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(9) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

(10) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。

(11) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

令和2年2月10日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年2月13日(木)午後1時15分

新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立坂町病院における院外洗濯業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年1月28日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟県立坂町病院 院外洗濯業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和2年3月1日から令和5年2月28日まで

(4) 履行場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であるこ

と。

- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 120床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成29年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
- (9) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号 0254-62-3111 内線422

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限
令和2年2月10日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年2月13日(木)午後1時30分
新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。